

監 査 報 告 書

2025年5月27日

学校法人 東京滋慶学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 東京滋慶学園

監 事 新田宗秋 

監 事 朝氏純子 

私たちは、旧私立学校法第37条第3項及び学校法人東京滋慶学園旧寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人東京滋慶学園の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人東京滋慶学園の業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上